

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について -平成27年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書- (足立区内発生事例)

概要版

事例の概要等

対応・課題

改善策

事例の概要

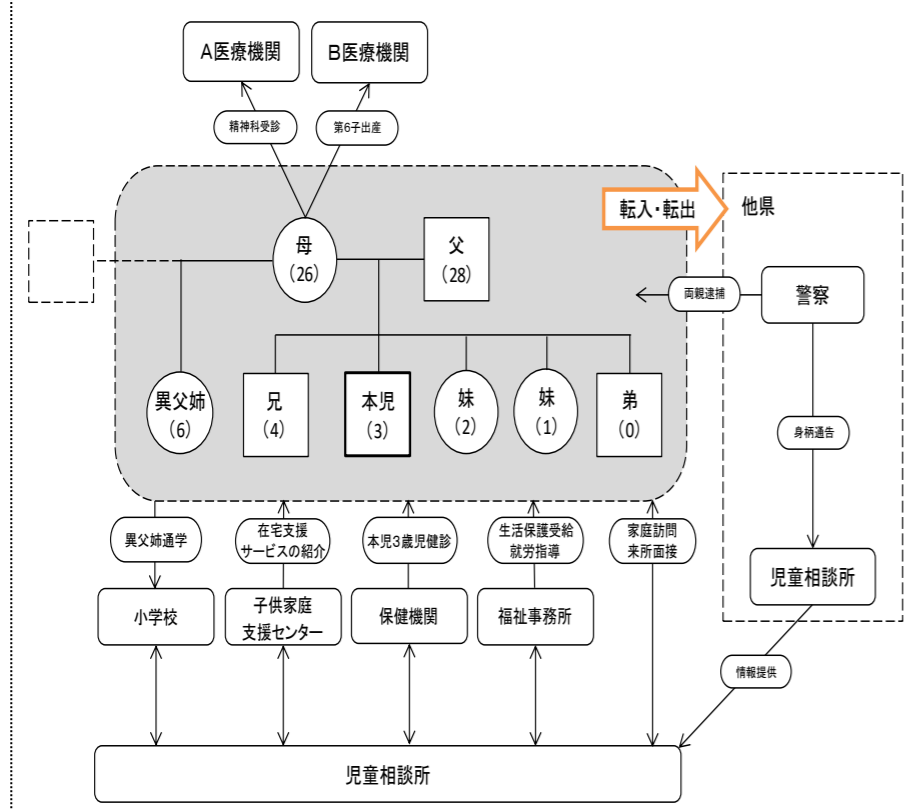
児童相談所は、他県からの情報提供を受けて、子育て支援や援助が必要な家庭との判断の下、指導ケースとしていた。実父から本児の行動が気になるとの相談を契機に一時保護を予定していたが、本児の一時保護の目的が行動観察であることから、一時保護所入所状況の中で優先順位が下がり、入所の機会を逃していた。

実父母からは、児童相談所のほか、区の関係機関に子どもの養育に関する相談が寄せられたが、いずれの機関も、父母との間に、支援につながるほど十分な関係が築けず、継続的に援助していた機関はなかった。

このような状況の下、児童相談所は、異父姉の小学校の養護教諭と担任が異父姉に家庭状況を尋ねたところ、本児の名前が挙がらなかったとの情報を入手したことから、立入調査及び臨検・捜索を実施したが、住居には誰もおらず、生活用品も無くなっていた。その後、警察により家族は発見され、両親は別件で逮捕された。

公判において、実父母から、本児に関して「1年前に遺体を埋めた」「朝起きたら死んでいた」と供述がなされたものの、遺体発見には至らなかった。

家族構成と関係機関の関与状況



児童相談所	<p>○ 子ども全員の安全確認ができない状況にあったが、実父母は児童相談所の関わりを一切拒否するわけではなく、本家庭に安心感を持ってしまっていた。また、家庭訪問で、子ども全員を確認できた安心感から家庭の中にもう一步踏み込んだ生活実態把握などができず、養育状況を十分にアセスメントすることができなかった。</p> <p>○ リスクが高いと判断して在宅支援サービス利用を勧めたにもかかわらず、利用が適切に行われなかった場合、虐待リスクが高まると判断する必要があった。</p> <p>○ 児童相談所では、実父からの相談を契機に一時保護を予定していたが、本児の一時保護の目的が行動観察であり、入所状況から優先順位が下がり、入所の機会を逃していた。その後の対応について関係機関での情報共有や援助の検討がされず、保護者へ直接の働きかけができていなかった。</p>	<p>・長期に(3か月程度)子どもの安全確認ができない場合は、子どもへの虐待の可能性を十分に意識し、あらゆる方法を活用し確実に子ども全員の安全確認を行うこと。</p> <p>・家庭訪問調査の目的は、子どもの安全確認と共に家庭の生活状態を確認することであるため、保護者の理解を得た上で生活実態の確認を行うこと。</p> <p>・児童相談所は、地域の子供家庭支援センターや保健機関等の関係機関と援助家庭に対するアセスメントの内容を共有し、認識に差が生じないようにすることが必要。また、状況の変化が生じた場合には、把握した機関が速やかに個別ケース検討会議開催の働きかけを行い、危機感等の認識のレベルを共有し、援助を行っていくことが必要。</p> <p>・確実に活用できるよう一時保護所体制の整備に努めること。また、一時保護が中止等となった場合には、速やかに個別ケース検討会議を開催し、今後の援助方針を全体で共有し、積極的・直接的に保護者に関わることが必要。</p>
子供家庭支援センター	<p>○ 児童相談所が主担当として援助しているケースとして認識していたことから、児童相談所以外の他の関係機関との情報共有については十分に行われていなかった。</p> <p>○ ネグレクトを疑わせるようなエピソードを把握していたが、虐待対応への切替えを検討していなかった。</p>	<p>・児童相談所が主担当となって対応しているケースであっても、地域の子どもであることを十分に認識し、危機意識をもって、子どもの見守りや支援を積極的に行い、関係機関との連携を図ること。</p> <p>・保護者の不適切な養育が疑われるエピソードを把握した場合は、関係機関に対し、情報を提供するとともに、積極的に個別ケース検討会議を活用して、援助方針の見直しを行うことが必要。</p>
保健機関	<p>○ 実父母からの相談を受けとめ本児の心理相談の必要性を感じていたものの、家族が相談に来ないことに対して積極的なアプローチを行わず、相談関係を継続することができなかった。</p> <p>○ 本児が言うことを聞かず外に出てしまい警察に保護されたことを把握しながら、情報を主担当である児童相談所に連絡しなかった。</p>	<p>・児童相談所が主担当として対応しているケースであっても、保健機関の役割として、家族単位で支援をすることが基本であり、家族機能に着目し、保健機関の立場からアセスメントを行い、他の関係機関とアセスメントの差異や共通点を確認することが必要。</p> <p>・保健機関は、子どもの発達の問題だけでなく、家庭の養育力に課題がある場合は、家庭訪問等により家庭の状況を十分に把握し、保護者の養育実態を確認し、その限界を見極めて対応すべき。</p>
小学校	<p>○ 学校行事の際に、実父が子どもを叩く場面を教員が目撃していたが、児童相談所や子供家庭支援センターへの通告や実父への注意喚起をしなかった。</p> <p>○ 異父姉の不登校問題でスクールカウンセラーが関わっていたが、子どもの声を直接聞くことができていなかった。</p>	<p>・保護者が暴力をふるう場面を把握した場合には、特に、日常的に注意していた家庭においては、速やかに通告することが必要。</p> <p>・養育状況が危ぶまれる場合などは、担任や養護教諭等が日々の関わりの中で関係性を構築し、子ども自身と家庭の状況を把握することが重要。また、スクールカウンセラーが関与する場合は、直接子どもと面接することが必要である。虐待ケースなどについては、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を検討すべき。</p>
福祉事務所	<p>○ 本児を直接確認したのは、生活保護申請に来た時の一度だけであった。本ケースは、世帯の状況に合わせた訪問計画に基づく訪問ができておらず、生活実態を十分に把握していなかった。</p>	<p>・生活保護費を支給する立場から、確実に世帯状況を把握することが必要。</p> <p>・虐待が危ぶまれる家庭等については、適宜関係機関との情報共有を図り、関係機関と連携の上で家庭の支援を行うことが望まれる。</p>
医療機関	<p>○ 実母は精神科医療機関に通院していたが、医療機関において子供の養育状況についての情報を持っておらず、虐待リスクの高い家庭であるとの認識はなかった。児童相談所から特段の説明もなかったことから来院時の子どもの様子など注意深く確認することはなかった。</p>	<p>・医療機関の診療場面において、その家庭の事情等を把握することには限界がある。虐待通告受理機関は、医療機関に対し、虐待の疑いがある家庭であるといった情報を、積極的に提供していくことが重要。</p>
共通事項	<p>○ 本家庭の実態を十分に把握できている機関が一つもない中で、各関係機関が持つ情報の共有が十分に図られておらず、虐待の認識について共通認識をもつことができなかった。</p>	<p>・家庭の実態が把握できず、子どもの安全確認ができない場合は、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とアセスメントを共有し対応を協議することが重要。子どもの安全を確認するためには、あらゆる手段を講じ確実に安全確認を実施すること。</p> <p>・保護者が、予定した支援を受けなかったり、期待した支援を受けられなかった場合、虐待リスクが高まる契機となることを踏まえ、積極的に保護者に関わること。</p> <p>・児童福祉司等の増員や一時保護所の定員増など、児童相談所等の体制を一層強化することが望まれる。</p>